

茨木市緑の基本計画 説明資料

平成 2 7 年 3 月 1 9 日

第 2 回茨木市みどりの施策推進委員会

目 次

第1章 緑の基本計画とは	
1. 計画改定にあたって	1
(1) 緑の基本計画とは	1
(2) 緑の基本計画の位置づけ	1
(3) 改定の背景	1
(4) 計画の役割	2
(5) 対象とする緑の定義	3
(6) 緑の効果	4
2. 計画の枠組み	5
(1) 計画の目標年次・計画期間	5
(4) 計画対象範囲	5
第2章 茨木市の緑の特性と課題	
1. 緑の現況	6
(1) 自然的条件	6
(2) 社会的条件	8
(3) 緑の状況	12
(4) 緑に関する市民意識・意向	20
2. 緑のまちづくりにかかる課題	21
第3章 目指すべき緑の方向性	
1. 計画改訂にあたっての基本的な視点	25
2. 緑の将来像	26
3. 基本的な方針	27

第1章 緑の基本計画とは

1. 計画改定にあたって

(1) 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条※に基づき市町村が定める計画で、中長期的な視野に立って、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑のオープンスペースの総合的計画です。

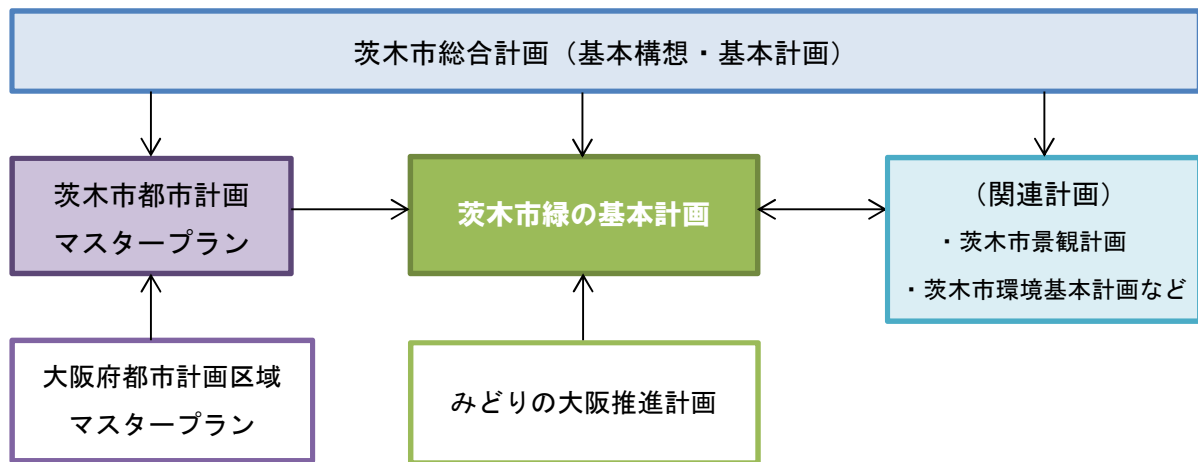
本市の緑の確保、公園・緑地の整備に関し、概ね10年後の時点で確保・保全すべき緑地の量や配置、これを実現するための各種取り組みの方針などを定めます。

※都市緑地法 第4条

市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

(2) 緑の基本計画の位置づけ

緑の基本計画は、上位計画である「茨木市総合計画」や「茨木市都市計画マスタープラン」、関連計画である「茨木市景観計画」や「茨木市環境基本計画」などを踏まえて策定します。



(3) 改定の背景

本市では、平成12年3月に「茨木市緑の基本計画 緑を育むやさしい都市づくり^{まち}」を策定し、緑地の保全や公園の整備、公共施設や民有地の緑化等、様々な取り組みを展開してきました。

しかし、この間に都市緑地法や都市公園法の改正、景観法の制定など緑をめぐる法制度が変化するとともに、本市においても総合計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画

などの上位・関連計画がそれぞれ改定されるなど、まちづくりを方向付ける計画の見直しが行われました。

また、地球環境問題の深刻化や大規模地震、集中豪雨の発生の増加などに基づく防災に対する意識の向上、生物多様性の保全の必要性の高まり、人口減少社会の到来、少子化・高齢化の進行、まちづくりにおける参加と協働の機運の高まりといった様々な社会情勢の変化を受け、緑の基本計画も見直す必要性が生じてきました。

これらの背景を踏まえ、今後の本市の緑の将来像を改めて見つめ直し、その実現に向けて市民・事業者とともに、緑の意義やあり方を再認識し、緑のまちづくりの取り組みをさらに進めるため、前回計画の改定を行うものです。

（４）計画の役割

第５次茨木市総合計画では、茨木市に住んでいる人には「住み続けたい」、市外の人からは「住んでみたい」「訪れたい」と思われるまちを目指す思いを込めて「ほっといばらき もっと、ずっと」をスローガンとして定めています。緑の基本計画はその実現に向けて、緑がどのように寄与していくかをとりまとめたものです。

<総合計画の概要>

○計画期間

平成 27～36 年度（基本構想）、～平成 31 年度（前期基本計画）

○スローガン

～ほっといばらき もっと、ずっと～ ※

○6つのまちの将来像

- （１）ともに支え合い、健やかに暮らせるまち
- （２）次代の社会を担う子どもたちを育むまち
- （３）みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち
- （４）市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち
- （５）都市活力がみなぎる便利で快適なまち
- （６）心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち

○総合計画に位置付けられている緑に関する取り組み

- | | |
|---------------|-------------|
| ・快適で良好な住環境の形成 | ・都市における緑の形成 |
| ・良好な景観の保全と創造 | ・市北部地域の魅力向上 |
| ・環境負荷の低減 | ・都市計画施設の見直し |
| ・都市と緑の共存 | ・自然資源の利用の推進 |
| ・生物多様性の保全 等 | |

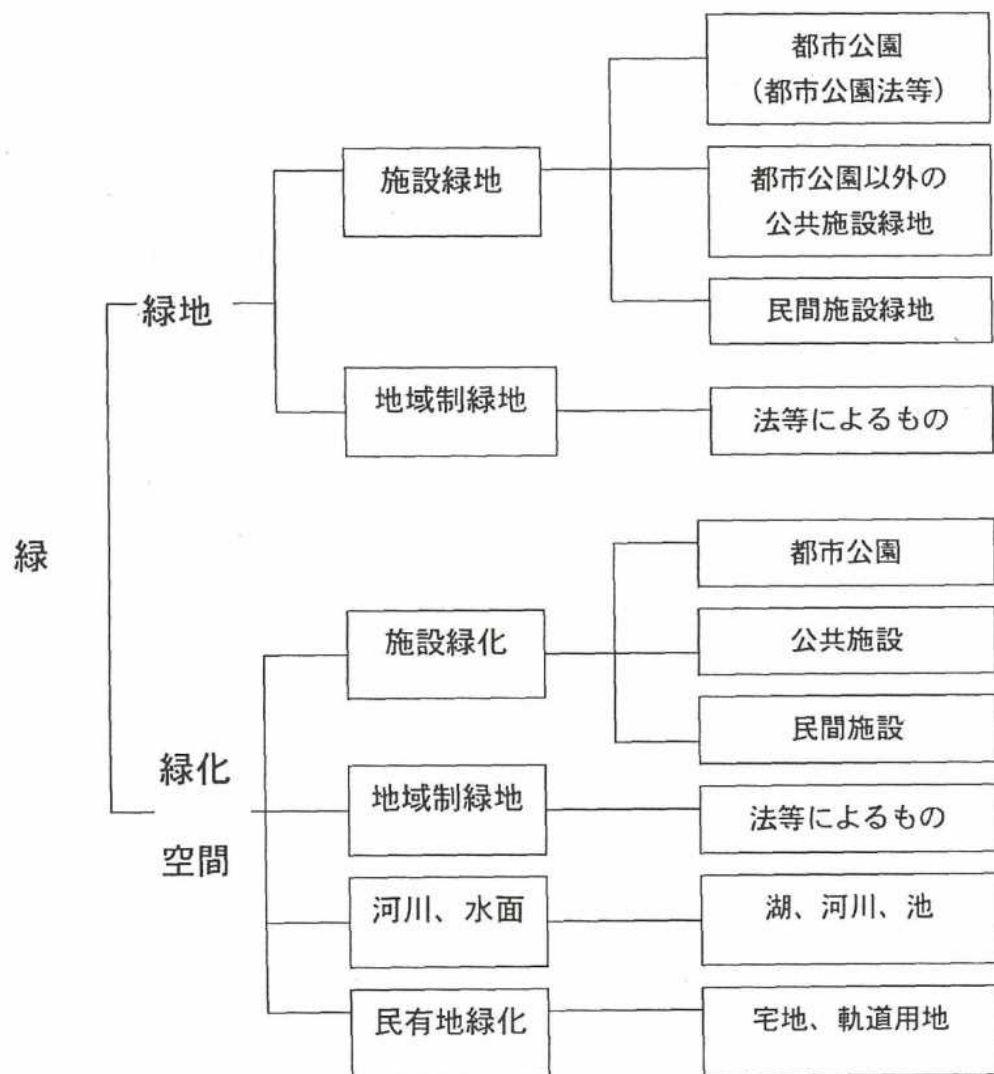
※2つの「ほっと」な視点（市民が元気に躍動するまちの姿を表す「HOT」と、誰もがやすらぎを感じ、安心して生活を送ることができるまちの姿を表す「ホッと」）で、「もっと」多くの人々に、「ずっと」住み続けてもらえる「いばらき」をめざすということ。

(5) 対象とする緑の定義

本計画の対象とする緑については、以下のとおり定義します。

●緑とは・・・周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地及びこれらと一体となった水辺・オープンスペース等

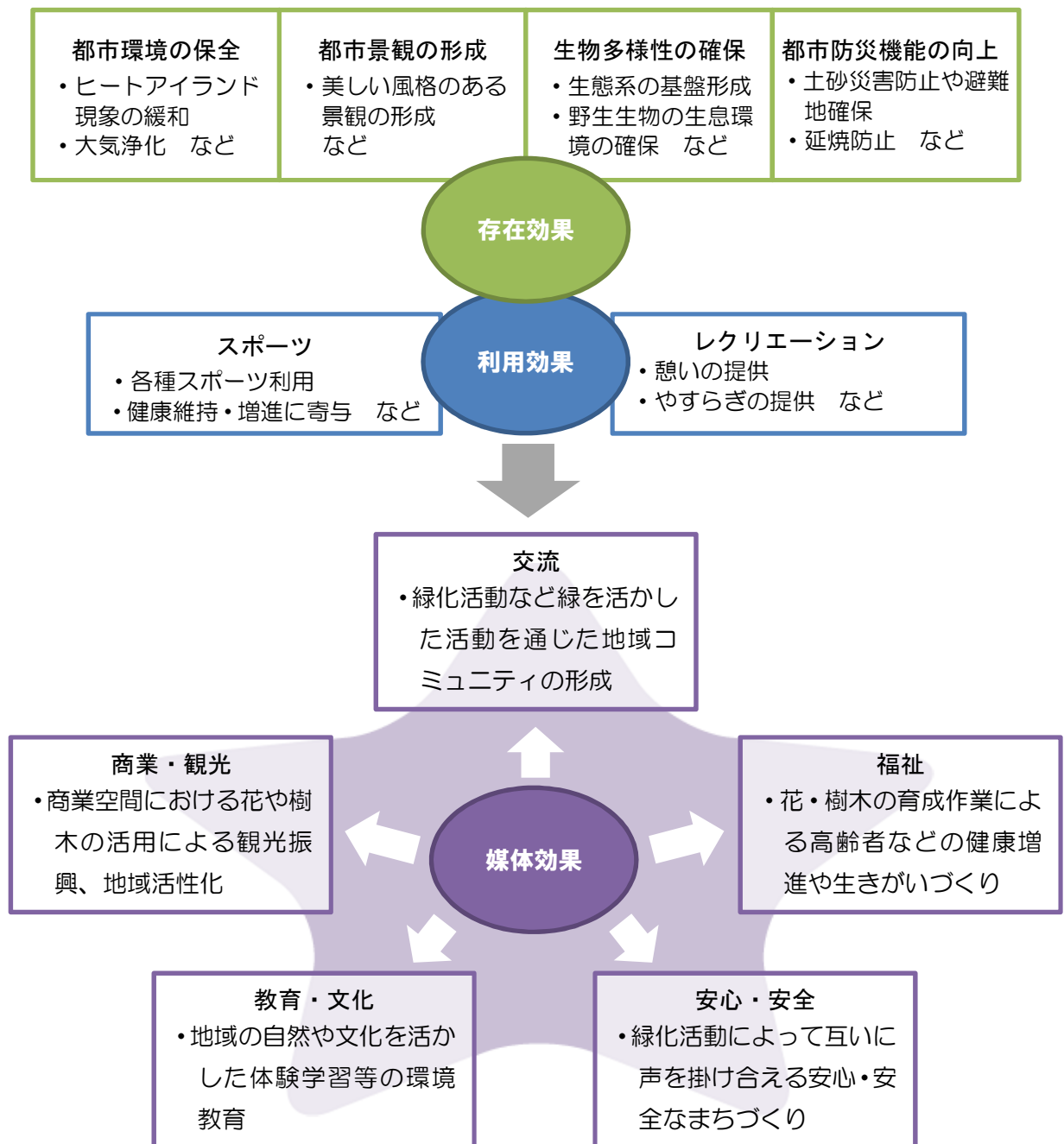
緑の分類



（６）緑の効果

緑の効果については、緑があるというだけで効果を発揮する「緑の存在効果」と緑を利用することによって生み出される「緑の利用効果」がよく知られていますが、近年は、緑があることによって人々の様々な活動などが活発になるという「緑の媒体効果」が注目されています。

本計画では、これらの緑の効果を見据えた取り組みを位置付けます。



２．計画の枠組み

（１）計画の目標年次・計画期間

計画の目標年次は平成 37 年とし、計画期間を平成 28 年度～平成 37 年度の 10 年とします。ただし、硬直した計画とならないよう社会や地域の情勢に大きな変化等があった場合、必要に応じて見直しを行います。

（４）計画対象範囲

本市全域が都市計画区域であるため、市域全体とします。

第2章 茨木市の緑の特性と課題

1. 緑の現況

(1) 自然的条件

①位置

茨木市は、大阪府の北部に位置し、京都府亀岡市、高槻市、摂津市、吹田市、箕面市、豊能郡豊能町に隣接しています。

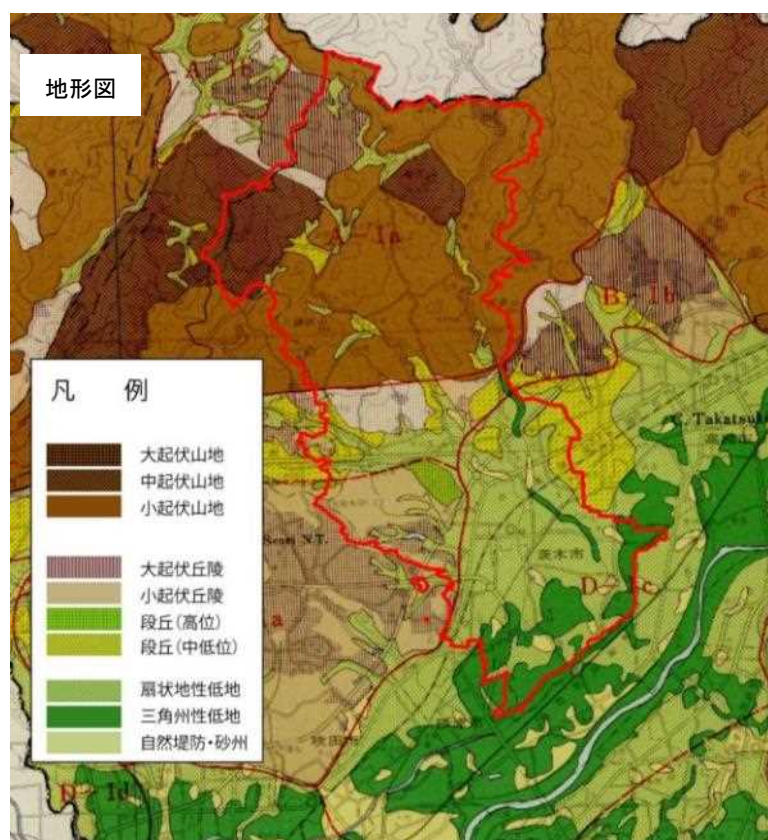
面積は 7,652ha で、東西に約 10km、南北に約 17km と南北に細長い形状です。

②地形・地質

山地部は丹波高原の一部である北摂山系となっています。山地のほぼ中央には、竜王山（1,510m）がそびえ、本市の北西、豊能町との境にある石道ヶ丘（1,680.5m）が最も標高が高いところとなっています。

南部は大阪平野の一部をさす三島平野で、そのほとんどが市街地化されています。平野部最低は標高 3m で、市街地平均は標高 10m です。

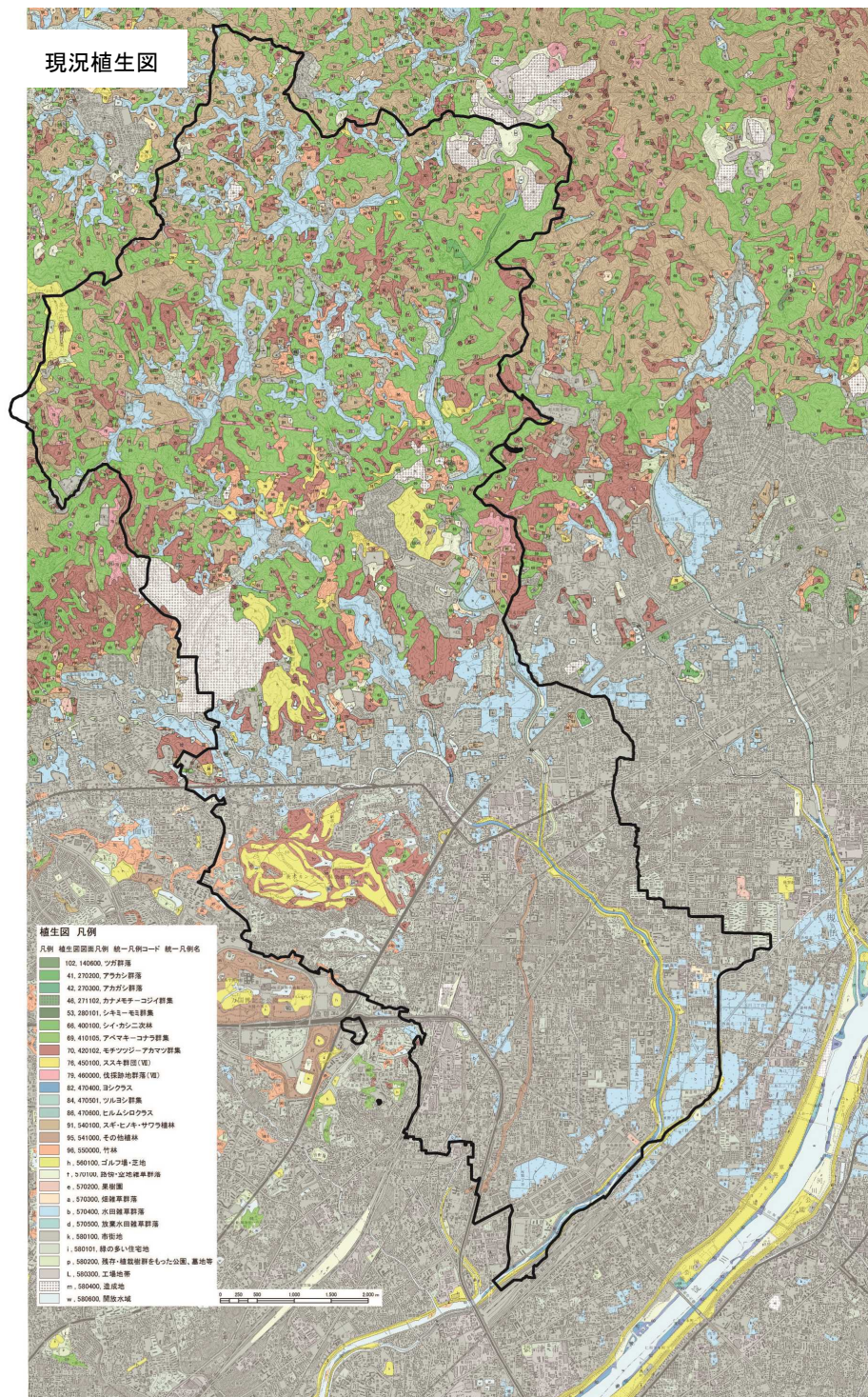
河川は、北部山間部に水源を発生し、安威川、茨木川、勝尾寺川の 3 河川が南に向かって流れています。



茨木市周辺地形図（出典：大阪府土地分類図）

③現況植生

山林の全体にモチツツジ・アカマツ群落、北西部にコナラ群落が生息しています。安威川上流の竜仙峡付近に、アラカシ群落が広がっており、大阪府下では貴重な群落となっています。その他北部にはスギ、ヒノキが植林されています。



現況植生図（出典：第6回 環境保全基礎調査）

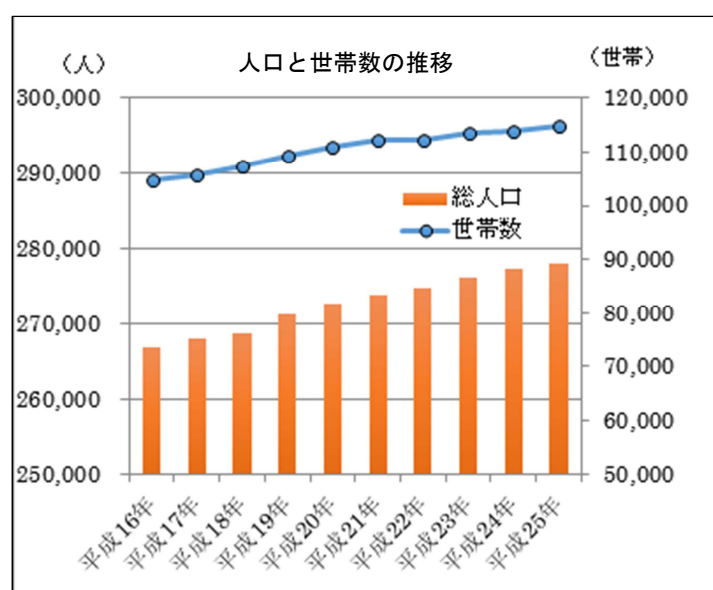
（２）社会的条件

①人口・世帯数

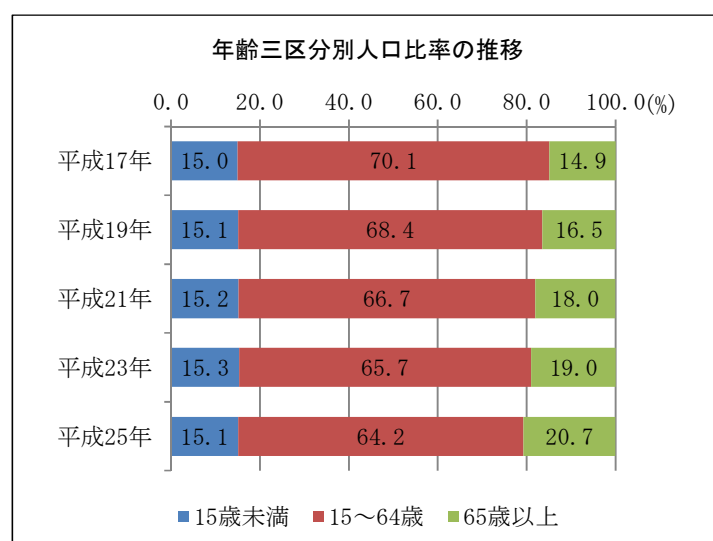
平成 16 年以降、総人口は微増傾向が続きますが、近年の増加率は 1%を下回っています。これは早期から住宅開発に取り組まれていたため、近年では人口規模が定着しているものと考えられます。また、北大阪丘陵地区における開発も概ねまちびらきを完了しています。

世帯数についても増加の傾向にありますが、1 世帯当りの人員は減少しているため、世帯分離によるところが大きいものと考えられます。

高齢者も増加しており、高齢化率は平成 25 年時点で 20.7%（住基ベース）となっています。

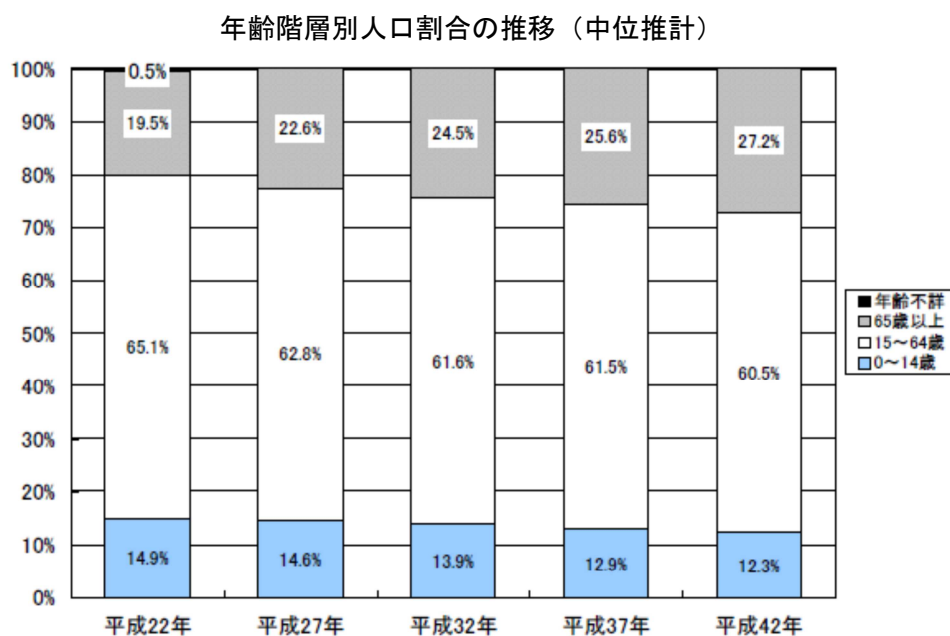
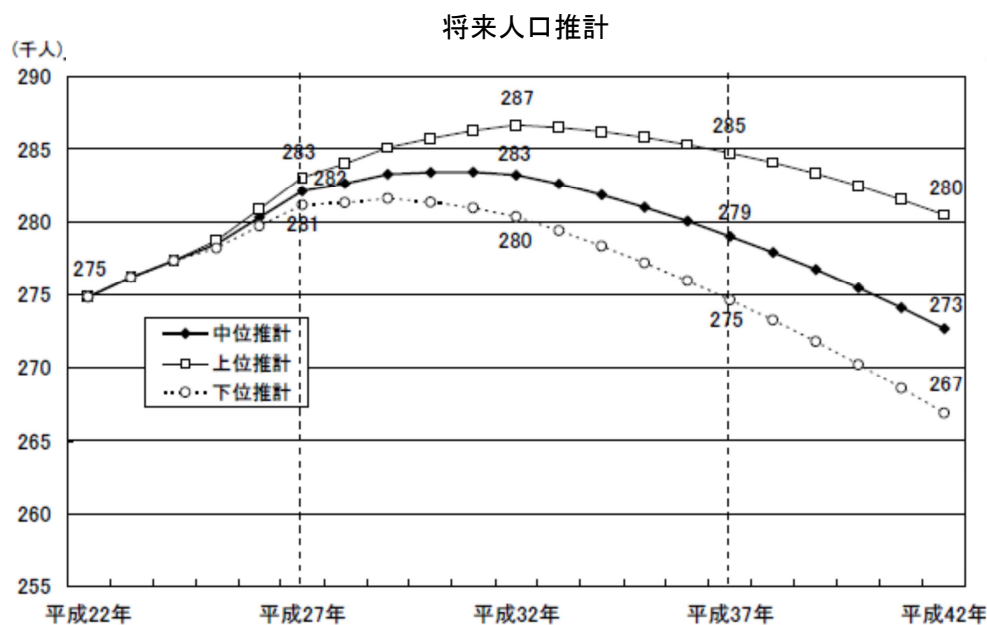


（出典：住民基本台帳）



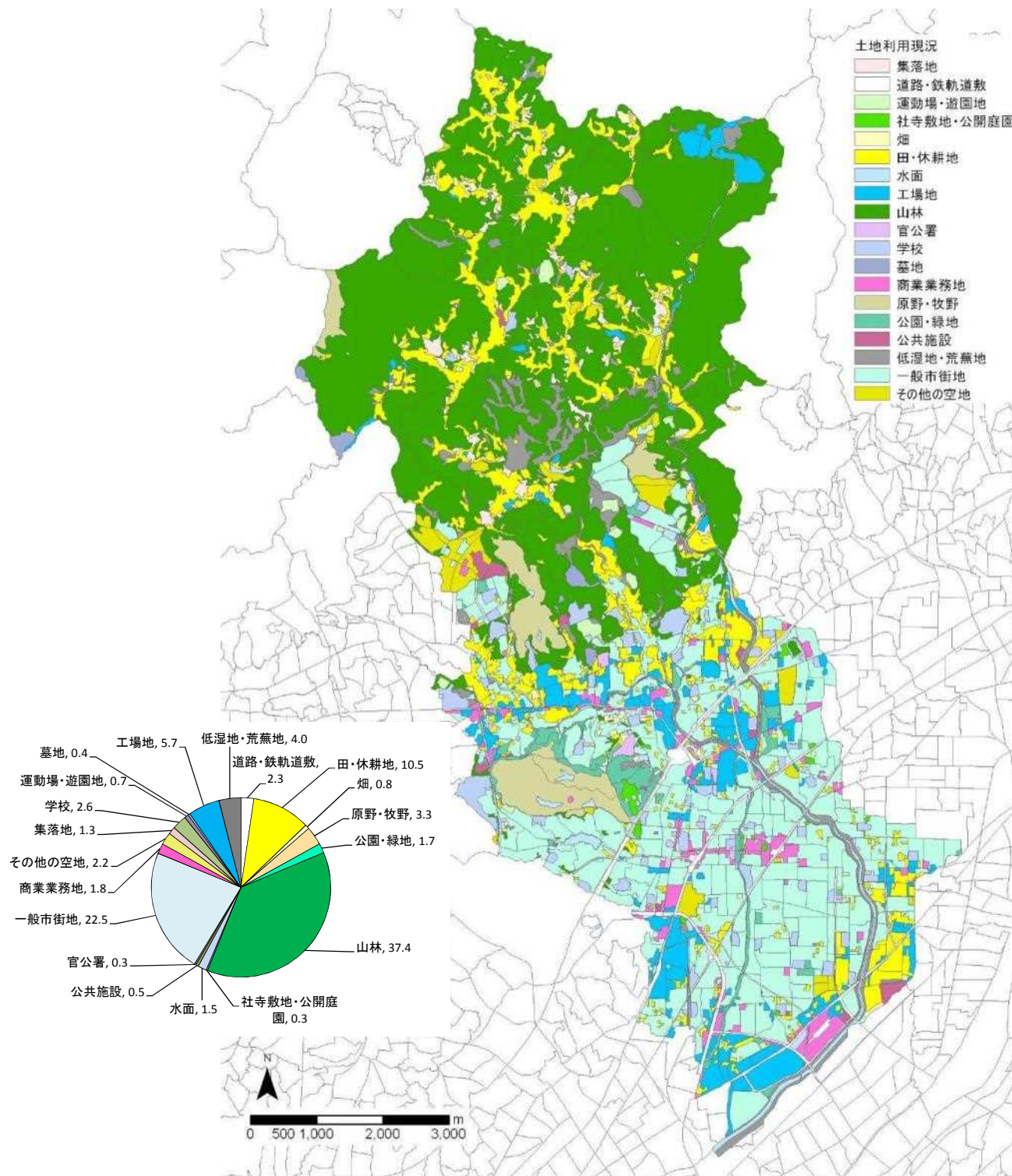
（出典：住民基本台帳）

第5次総合計画における将来人口推計によると、中位推計による人口のピークは、平成31年で約28万3千人です。平成37年の人口は約27万9千人であり、平成22年と比較して約4千人多くなることが見込まれます。また、老年人口の割合が平成22年の19.5%から、目標年の平成37年には25.6%を超えることが予測されます。さらに、生産年齢人口と年少人口の割合は現在より低下する見込みです。



②土地利用

本市の土地利用は、市北部の大半を占める山林が 37.4%と最も多く、次いで一般市街地(住宅地)が 22.5%、田・休耕地が 10.5%、工場地が 5.7%となっています。



土地利用現況図（出典：平成 22 年度都市計画基礎調査）

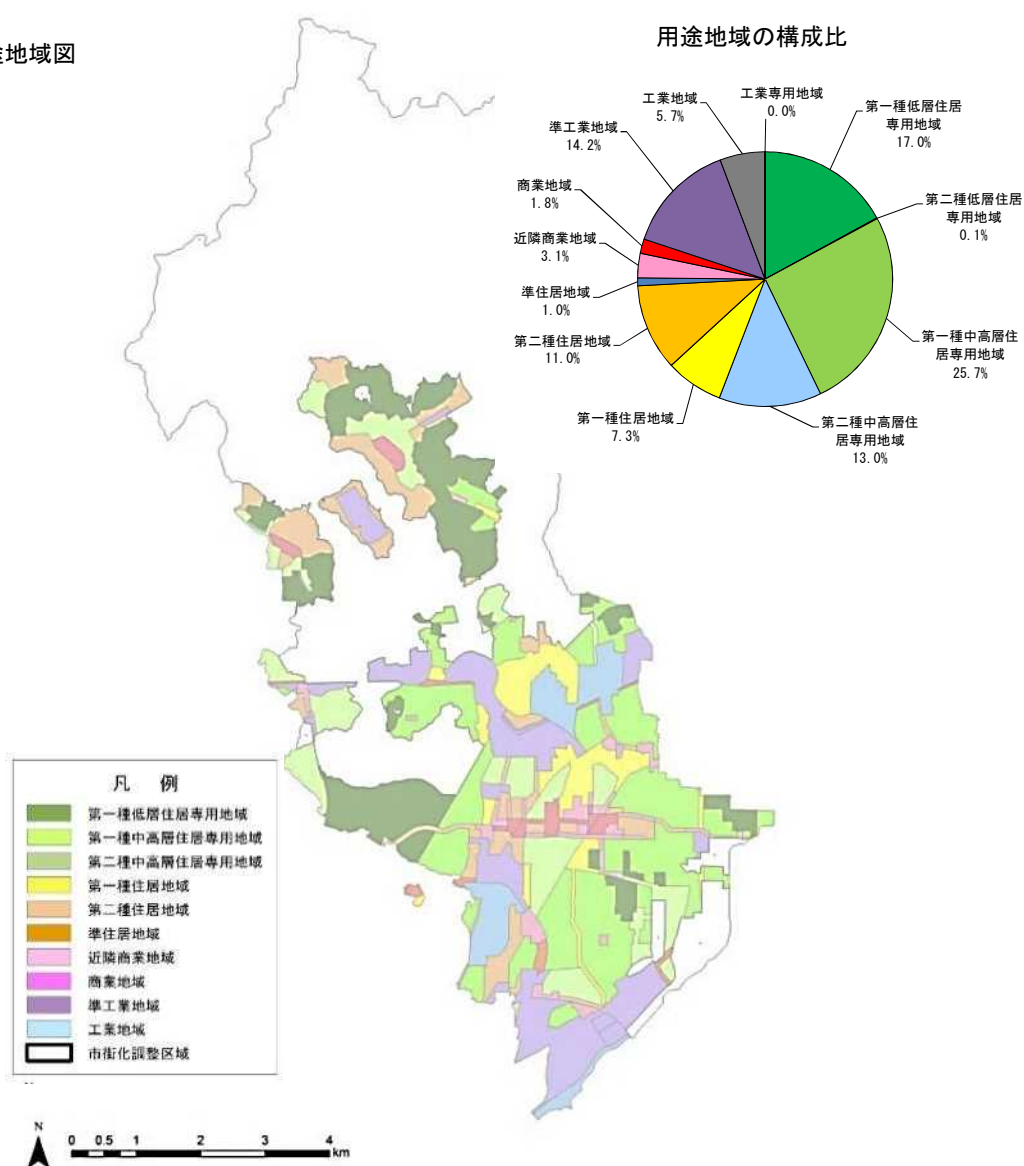
③都市計画

本市は都市計画区域として市全域の7,652haが指定されており、市街化区域3,321ha、市街化調整区域4,331haに区分しています。

市街化区域においては、第1種中高層住居専用地域が25.7%で最も多く、第1種低層住居専用地域が17.0%、第2種中高層住居専用地域が13.0%、第2種低層住居専用地域が0.1%となっており、住居専用用途地域が約半分を占めています。

商業系用途地域（近隣商業地域・商業地域）は、駅前及びその周辺等で指定されており、市街化区域面積の4.9%となっている。また、工業系用途地域（準工業地域・工業地域）は市街化区域の19.9%を占めています。

用途地域図



(3) 緑の状況

①公園緑地

都市公園が115件、都市緑地が90件、児童遊園が299件整備されています。市民1人当りの都市公園と都市緑地を合わせた面積は4.4㎡、それに児童遊園を合わせた面積は4.9㎡となり、都市公園法施行令に定める都市公園の市民1人当たりの公園面積の標準10㎡、市街化区域では5㎡には達していません。

過去、開発等により街区公園が多く整備されたが近年は少なくなっている中、西河原公園を総合公園として整備するなど、公園面積の確保と質の向上に努めてきました。

一方で、整備後長い年月が経過し、老木の増加や施設の老朽化が進む公園・緑地が増加しています。本市のグリーンベルトとして市民に親しまれてきた元茨木川緑地においても、昭和50年の開設から40年が経過し、老化して樹勢の低下した樹木や傷みが目立つベンチなどの施設も見られます。

上段 単位：箇所

下段 単位：ha

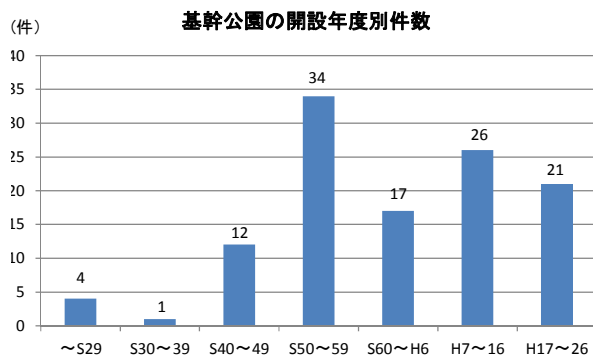
公園緑地の整備状況

種 類			都市計画決定	整備済都市 計画公園①	整備済都市 計画公園以外②	開設公園の計 ①＋②	市街化区域内 開設公園	市街化区域内 開設公園 H32	
基 幹 公 園	住区基 幹公園	街区公園	61 12.10	60 11.93	36 5.65	96 17.58	95 17.49	97 17.84	
		近隣公園	17 31.60	9 14.31	4 23.11	13 37.42	13 37.42	18 50.62	
		地区公園	5 24.90	4 15.70	—	4 15.70	3 13.30	3 13.30	
			都市基 幹公園	2 21.30	2 11.81	—	2 11.81	2 11.81	2 11.81
	基 幹 公 園 計			85 89.90	75 53.75	40 28.76	115 82.51	113 80.02	120 93.57
	基幹公園1人当面積(㎡/人)						3.0	2.9	3.4
	都 市 緑 地		1 20.00	1 13.12	89 27.75	90 40.87	66 37.16	85 48.76	
	都 市 公 園 計		86 109.90	76 66.87	129 56.51	205 123.38	179 117.18	205 142.33	
	都市公園1人当面積(㎡/人)					4.4	4.3	5.1	
	児 童 遊 園		— —	— —	299 13.90	299 13.90	268 11.13	267 11.10	
児童遊園1人当面積(㎡/人)					0.5	0.4	0.4		
公 園 等 総 計		86 109.90	76 66.87	428 70.41	504 137.28	447 128.31	472 153.43		
公園等1人当面積(㎡/人)					4.9	4.7	5.5		

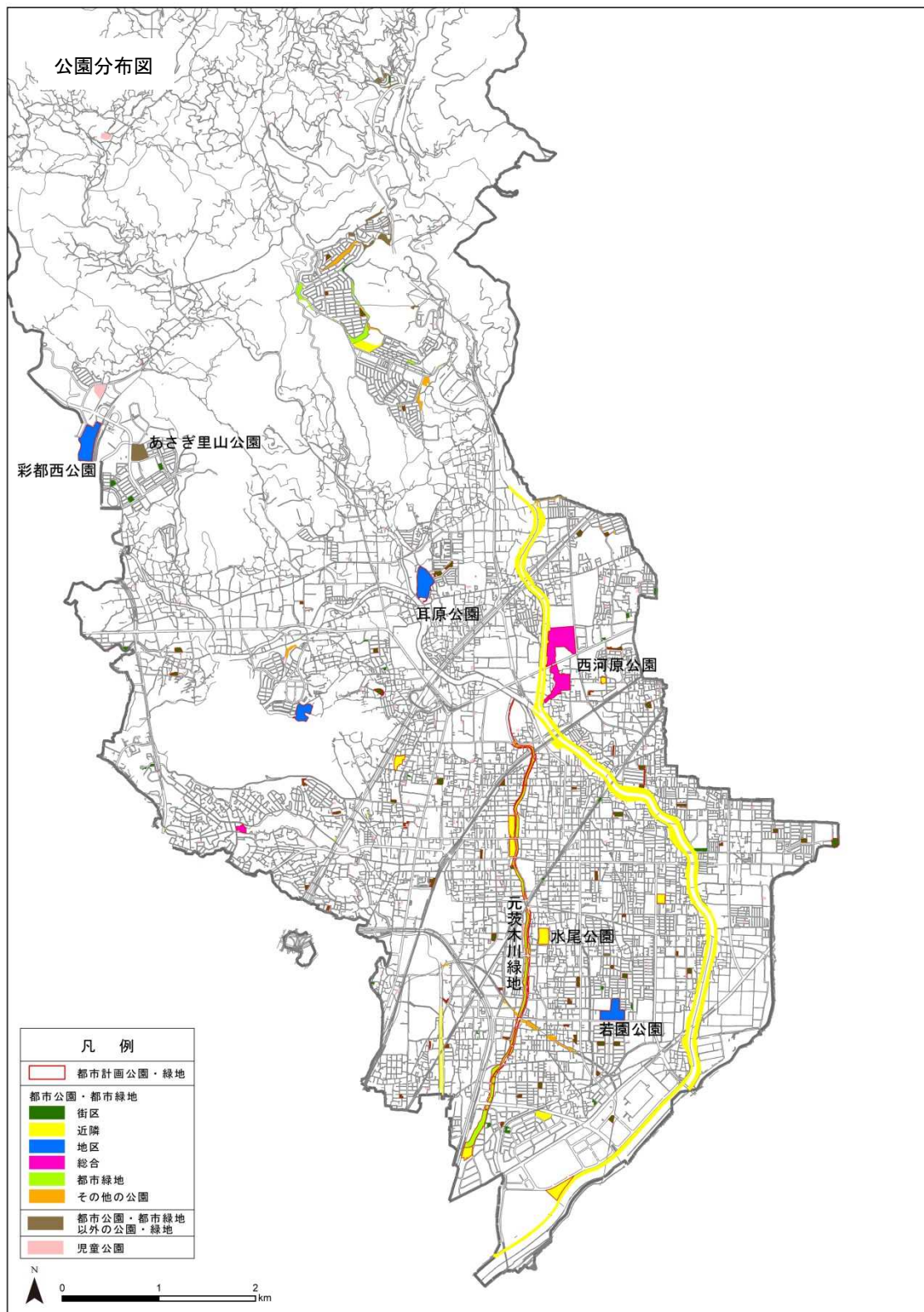
平成25年人口277,768人

平成25年市街化区域内推定人口271,851人

平成32年市街化区域内推定人口277,518人



出典：茨木の公園・緑地（H26）



■主な公園・緑地

元茨木川緑地（都市緑地）

元茨木川緑地は、昭和 24 年に廃川となった全長 5 キロメートルの元茨木川をグリーンベルトとして整備したもので、桜を主にクスノキ、カシ、ハナミズキ、レンギョウ 40 種、松を配した白砂青松コーナー、梅園、花壇、オリーブの森等変化に富む景観は、四季折々の姿を楽しませて



ています。平成 2 年度には、「大阪府緑の百選」にも選ばれ、「茨木市民さくらまつり」やジョギング等、市民の憩いと安らぎの場となっています。

開設から 40 年が経過し、老木の増加や施設の老朽化が進みつつあることから、市民ニーズ等を踏まえた今後のあり方を明確にしつつ対策を考えていくことが求められています。

西河原公園（総合公園）

みどりが豊富で野鳥やホタルが飛び交う西河原公園は、従来からの樹木や竹やぶ、用水路をそのままに活かした自然豊かな公園で、平成 2 年度に「大阪緑の百選」にも選ばれました。ホタルの名所として、園内でゲンジボタルの飼育・保護にも取り組んでいます。園内には、様々な野鳥のほか、蝶やカワトンボなどの昆虫の姿も見られ、園内の小川には、小魚が泳ぐなど、市街地のなかでの小動物の楽園となっています。



平成 24 年度には、本市初の防災機能を備えた総合公園として拡張、開設されました。

30 年以上にわたりホタルの飼育が続き、その間に公園の植栽も生長する中、次の段階であるホタルの自然成育に向けて環境を整える時期に来ています。

耳原公園（地区公園）

耳原公園は、耳原大池と、その外周部約 4 万 5 千平方メートルの敷地に日本庭園をイメージして整備されています。園内には、滝 2 か所やあずまや、芝生広場、木製遊具、散策デッキ、多目的広場などを設け、高齢者から子どもまで幅広く楽しむことができます。

この付近は、もともと自然環境に恵まれており、カルガモやコサギなどの野鳥や耳原大池には、フナやコイなどが生息しています。

近年は公園内にある耳原大池の水質の悪化が進んでおり、その対応が求められています。

若園公園（地区公園）

市の花「バラ」が、市民の皆さんに親しまれるようにとの願いを込めて整備された公園です。園内には、約150品種、約2,300株のバラ園のほか、バラ園全体が見渡せる展望所が設置されています。

開設から20年余りが経過し、当初に植栽した苗木の樹勢衰退や施設の老朽化等が顕著となっているため、対策が求められています。



彩都西公園（地区公園）

彩都西公園は、「様々な世代の市民が、自らの責任で、自然に親しみ、自由に遊び・学び・体験できる公園」をテーマに整備されています。

大型すべり台や蝶の生息環境を整えた花壇スペースなどがあります。



水尾公園（近隣公園）

水尾池跡地を利用して整備した水尾公園は、創造性と冒険性豊かな利用ができるよういろいろな遊具を整備しています。公園の北側には、高さ5メートルの芝生敷きの築山があり、アスレチック風の大型木製遊具、あずまや、縁台などを設けています。外周園路は、1周450メートルのジョギングコースとして利用でき、フィットネス遊具も備えています。また、春には、桜の名所となるよう120本のソメイヨシノやサトザクラを植栽しています。

開設から20年が経ち木製遊具の老朽化が進んでおり、また、運動広場から近隣住宅へ飛散する砂塵の問題があります。

あさぎ里山公園（近隣公園）

あさぎ里山公園は、茨木市立彩都西小学校の北側に隣接する約2.4ヘクタールの大きな公園です。その中には自然にふれあえる芝生公園、噴水のある池、自然林を残した小高い里山などがあります。

近年、公園の池では特定外来生物であるブラックバスなどが放流され、生態系への影響が懸念されるため、その対策が求められています。

②地域制緑地

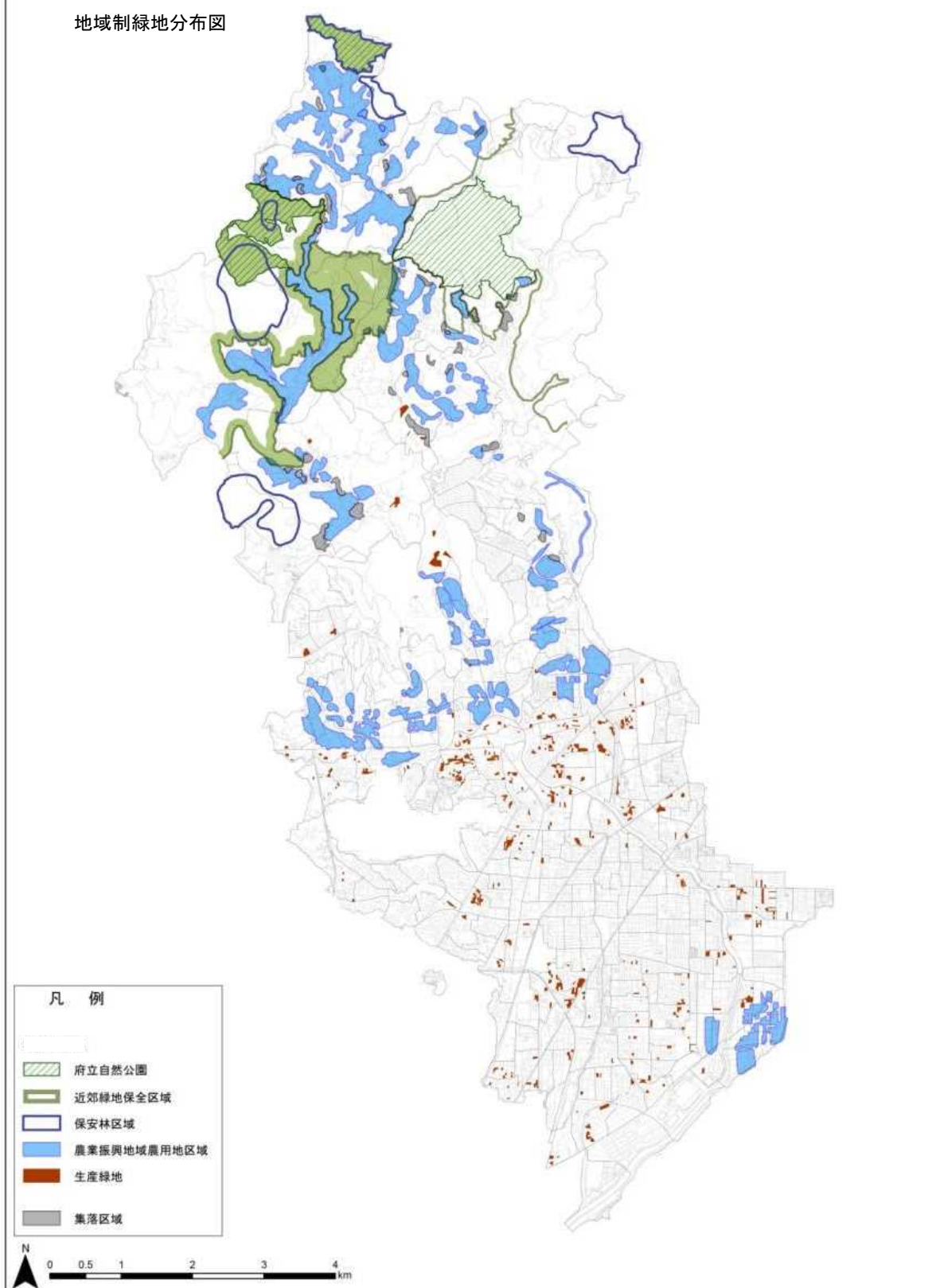
茨木市における地域制緑地は下表の通りです。

保全の対象となる緑地としては、生産緑地、保安林、農振農用地、保存樹林などがあり、現在、2,523ha（338箇所）がこれらの施策により保全されています。

地域制緑地の指定状況

区 分		箇所数	面積(ha)	算定年
法によるもの	緑 化 保 全 地 区	—	—	—
	風 致 地 区	—	—	—
	生 産 緑 地 地 区	273	52.6	平成 25 年 12 月
	近 郊 緑 地 保 全 区 域	—	1,395	平成 25 年 3 月
	近郊緑地特別保全区域	—	—	—
	歴史的風土保存地域	—	—	—
	歴史的風土特別保存地域	—	—	—
その他法による地域制緑地	自 然 公 園	3	324	平成 26 年
	自 然 環 境 保 全 地 域	—	—	—
	農業振興地域農用地区域	—	512	平成 22 年
	河 川 区 域	10	(65.175m)	平成 25 年 3 月
	保 安 林 区 域		234	平成 25 年 3 月
	史跡・名勝・天然記念物等	7	—	平成 26 年 5 月
協 定 に よ る も の		—	—	—
条例	保 存 樹 木	27	(48 本)	平成 26 年 3 月
	保 存 樹 林	18	5.782	平成 26 年 3 月
合 計		338	2,523	

地域制緑地分布図



③その他の緑の特性

1) 山林

北部地域や山麓地域は、北摂山系がもたらす自然豊かな山地の樹林となっており、安威川上流の竜仙峡付近には、大阪府内で貴重なアラカシ群落広がっています。また、スギ、ヒノキの人工林のほか、二次林であるモチツツジ・アカマツ群落、コナラ群がみられます。しかし、マツ林では松くい虫の被害が依然として存在し、解決すべき問題となっています。

また近年、水源のかん養、災害の防止、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等森林の公益的機能が全国的に注目され、特に都市近郊林においてその傾向が著しく、人工林一辺倒の林業経営が見直されはじめており、茨木市においても身近な自然環境資源としての保全整備を行うことが求められています。平成 22 年には、森林整備計画が策定され、集約的・合理的な保育施業の計画的・適正な実施、松くい虫対策、天然林施業の導入、「森づくり委員会」を通じた協議・調整などの方策が立てられています。

2) 農地

北部地域や山麓地域において農振農用地を含めた田畑が広がっているほか、市街地においても生産緑地が点在しており、大都市に近い立地条件を生かした近郊農業等が行われています。これらの農地は、農作物の生産地としてだけでなく、防災や景観形成などの面からも都市における貴重なオープンスペースとして重要な役割を果たしています。



泉原地区の農地

3) 社寺・古墳等

市内には、古墳や社寺が多数分布しており、緑のオープンスペースとしての機能も有しています。社寺などを中心に 27 カ所、合計 48 本の保存樹木と 18 カ所、合計 5,782 本の保存樹林が指定されており、市民の貴重な財産として大切にされています。また、阿為神社のシイ林は、環境庁の特定植物群落に指定されています。



太田茶臼山古墳

④緑にかかる活動

市民主体による公園・緑地の維持管理、人工林の育成、里山保全、環境教育など緑に関する様々な活動が取り組まれています。

緑にかかる活動団体一覧

団体名	活動場所（団体数）	活動内容
公園美化協定団体	中央公園（他 12）	公園清掃に関する協定
自治会、老人会等の児童遊園管理	各児童遊園	児童遊園に関しては地域団体が草刈り、清掃等日常管理を行う。
彩都里山サークル	あさぎ里山公園	公園、ビオトープの維持管理
花と緑の街角づくり協定団体	（142 団体）	市との協定により、公園花壇や空閑地、民有地の草花を管理する。
アドプトリバー	（5 団体）	安威川、茨木川、大正川の美化活動（学園町、西田中、三島、太田、天王）
グリーンボランティア	－	公園・緑地の管理、街路樹の灌水
里山サポートネット茨木	里山センター〈泉原〉	里山保全団体、環境教育団体等が参画し、啓発活動や教育支援を行う。
茨木ふるさとの森林づくり隊	銭原他	人工林の育林支援、雑木林の再生支援
茨木里山を守る会	千提寺他	天然林整備、里山保全啓発活動
車作里山倶楽部	車作他	地域住民と協働して里山保全、希少種の保護、林産物の生産協力
泉原棚田を守る会	泉原	援農ボランティアに必要な農業技術を習得し、農家を支援する。
彩都の棚田を守る会	彩都あさぎ	彩都地区の棚田を保全する。
鉢伏山森づくりの会	岩阪	地域住民と協働して鉢伏山の里山保全
茨木交流倶楽部花咲かせ隊	元町他	中心市街地の花壇や空閑地の花苗を管理する。
茨木市自然保護研究会	－	自然環境、生物の調査研究
茨木バラとカシの会	－	自然観察、小学校での自然観察会
老人会公園清掃	元茨木川緑地	年 1 回の清掃美化活動
老人会等の緑化活動	－	各小学校での花苗育成
住民団体緑化活動	郡小学校、郡山小学校	校庭芝生管理

(4) 緑に関する市民意識・意向

資料2参照

2. 緑のまちづくりにかかる課題

1) 前提となる社会潮流

<人口構造の変化>

茨木市の人口は増加が続いていますが、近い将来、減少に転じると予想されます。また、少子高齢化は確実に進んでおり、今後もその傾向が続くと予想されます。

都市づくりの観点から見ると、これまでは、新たな宅地開発等に伴い整備してきた道路や、公園・緑地施設について、「量」の確保に追われていた時代でしたが、今後は、労働人口の減少に伴う税収減等により厳しい財政状況になることが予想される中、「選択と集中」の考え方のもと、「量」はもとより、維持管理や利用方法の見直しも含めた「質」の向上が重要になってくるものと考えられます。

<まちづくりにおける様々な分野での市民参加の取組の増加>

市民ニーズや価値観の多様化、複雑化が進み、行政だけでまちの課題に対応することが難しくなっています。緑のまちづくりに関しても、市民の主体的な取組みや、市民一人ひとりがまちづくり活動に参画する意識の醸成が求められています。

<都市の緑を取り巻く動き>

○緑を重視したまちづくりの広がり

大阪府においては、道路や河川を中心に、一定幅の沿線民有地を含む区域の緑化を促進する「みどりの風促進区域」が指定されるなど、緑を重視したまちづくりが広がりを見せています。

○地球レベルの環境問題や生物多様性に関する意識の高まり

地球温暖化の対策が急がれる中、国連気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）において、日本政府は「2005年度比3.8%減」という2020年までの温室効果ガス削減目標を発表しました。CO2吸収源・固定源としての緑の量を確保していくことがさらに求められています。

また、「生物多様性基本法」「生物多様性地域連携促進法」が制定され、「生物多様性国家戦略2010」では、緑の基本計画を都市における自然的環境の確保に貢献する計画として位置づけました。

○防災・減災のまちづくりに対する意識の高まり

阪神淡路大震災、東日本大震災により、防災への意識や備えの必要性が再認識される中、南海トラフ地震にも備えた防災・減災のまちづくりに向けて防火植栽、避難場所・避難経

路など、緑の防災機能の向上・充実が求められています。

○緑にかかる法制度の改正

平成 17 年には、景観法の創設とともに都市緑地保全法と都市公園法の改正等が行われ、「緑化地域制度」、「立体都市公園制度」、「借地公園制度」などの都市緑化に向けた新たな制度が創設されました。

また、H24 都市公園法運用指針改正により都市公園の配置・規模等の基準を条例で定めることが可能になりました。

緑の保全・創出を効果的に進めていくためには、これらの関連する法令等に基づき、適切な施策を講じていくことが求められます。

2) 緑のまちづくりにかかる課題

活用

多様な緑の効果を活かし、人々の様々な営みのなかで積極的に活用していく必要があります

本市は、市域の平地部のほとんどが市街化し、少子・高齢化の進行や厳しい財政状況が続くと予想される中、緑のまちづくりにおいてもこれまでの「公による整備」が中心の取り組みから、民有地の緑も含めた今ある緑をどう活かし、どう質を高めていくかが大きな課題となっています。

市民意向調査によると、公園・緑地を週に 1 回以上利用する人は 4 割弱にとどまり、利用していても健康増進や景色を楽しむなどの個人的な利用が多く、地域の交流や活動などの面でより一層活用していく必要があります。

市民ニーズの多様化や都市間競争の時代であることなども踏まえ、単に個人として利用するだけでなく、地域交流や子育て、福祉の場の提供、さらには観光振興などの面で緑が持つ機能を最大限に引き出しながら積極的に活用していくことが必要です。

【個別の課題】

- ・様々な活動の場としての緑の活用
- ・住民ニーズの変化等に基づく施設の見直しと施設・設備の質の向上
- ・緑にかかる情報発信

保全・育成

まちの緑を守り育て、次世代に受け継いでいく必要があります。

市街地においては、全長約 5km に渡る緑の骨格である元茨木川緑地を始めとする公園・緑地、河川・ため池、農地、古墳・遺跡、街路樹など人々の営みの中で守り育てられてきた緑がたくさん存在します。

また、本市の北部は北摂山地が控える形で市街地が広がり、山林が緑の重要な構成要素となっています。一部では、松やナラなどの立ち枯れが見られるものの面的なボリュームのある緑として景観や防災、生態系保全などの面で重要役割を果たしています。

このことから、今後も市の厳しい財政状況が続くと予想される中、「選択と集中」の考え方も踏まえ、まちの魅力向上や景観形成、防災といった観点から、このような既存の緑の役割と効果を見極めた上で、緑を守り育てながら、次世代へと引き継いでいくことが必要です。

【個別の課題】

- ・市街地背後の山並みの景観形成や生態系保全、林業など様々な機能を持つ緑の骨格としての山林の保全・活用
- ・農地（調整区域農地、生産緑地等）、社寺や古墳、遺跡等の緑、河川空間などの緑の保全・活用
- ・山地から市街地にかけて、多様な生物の生息空間となるまとまった緑の確保や移動空間となる緑のネットワークづくり
- ・既存施設の適切な維持管理と老朽施設や老木の更新・再整備、未整備公園の整備
- ・市中心部において建築規制等と連携した市街地空間に緑化を促進するしくみづくり

協働

緑にかかる市民主体や市民と行政の協働による取り組みを拡大していく必要があります

に関する様々な活動が取り組まれています。

しかし、市民意向調査によると、自宅でのガーデニングなどの緑づくりに取り組む人は多いものの、山林や農地などへの関心は低く、緑化活動や山林の保全活動に参加している人は1割にも満たない状況にあります。

これまでの市民主体、協働による取り組みを根付かせ、拡大していくとともに、現在活動していない人々が気軽に参加できる機会を充実させ、地域の緑のまちづくりを担っていく人材を発掘し育成するなど、市民・事業者主体の取り組みを充実させる仕組みや仕掛けが必要です。

【個別の課題】

- ・市民の緑に対する意識の向上
- ・公園・緑地等の維持管理への市民参加のさらなる機会づくり
- ・北部山間地域の里山づくりにおける市民参加による取組の拡大

進行管理

着実な施策の推進に向けて、計画の進行管理の仕組みが必要です

前回計画では、緑地の確保や緑化の量にかかる目標水準の設定はあったものの、計画に基づく取り組み状況をチェックする仕組みが明確ではなく、施策の進行管理が十分にできたとは言えない状況にありました。

今回の改訂にあたっては、緑の量だけでなく質の向上も重要な視点であることから、緑にかかる定量的なチェック（緑の整備量など）だけでなく、定性的なチェック（市民アンケートによる緑の満足度評価など）の面からも目標水準を設定するとともに、それらの達成度を定期的に点検・検証するしくみを位置付け、計画に基づく施策の進行管理を行っていく必要があります。

第3章 目指すべき緑の方向性

1. 計画改訂にあたっての基本的な視点

これまでに整理した緑の現状や市民意識・意向、上位・関連計画などを踏まえ、本計画の改訂にあたっての基本的な視点を以下のとおり設定します。

緑を通して様々な都市活動が活発になるという緑の媒体効果も含めて、様々な緑の効果を最大限に活かした取り組みを位置付けます。

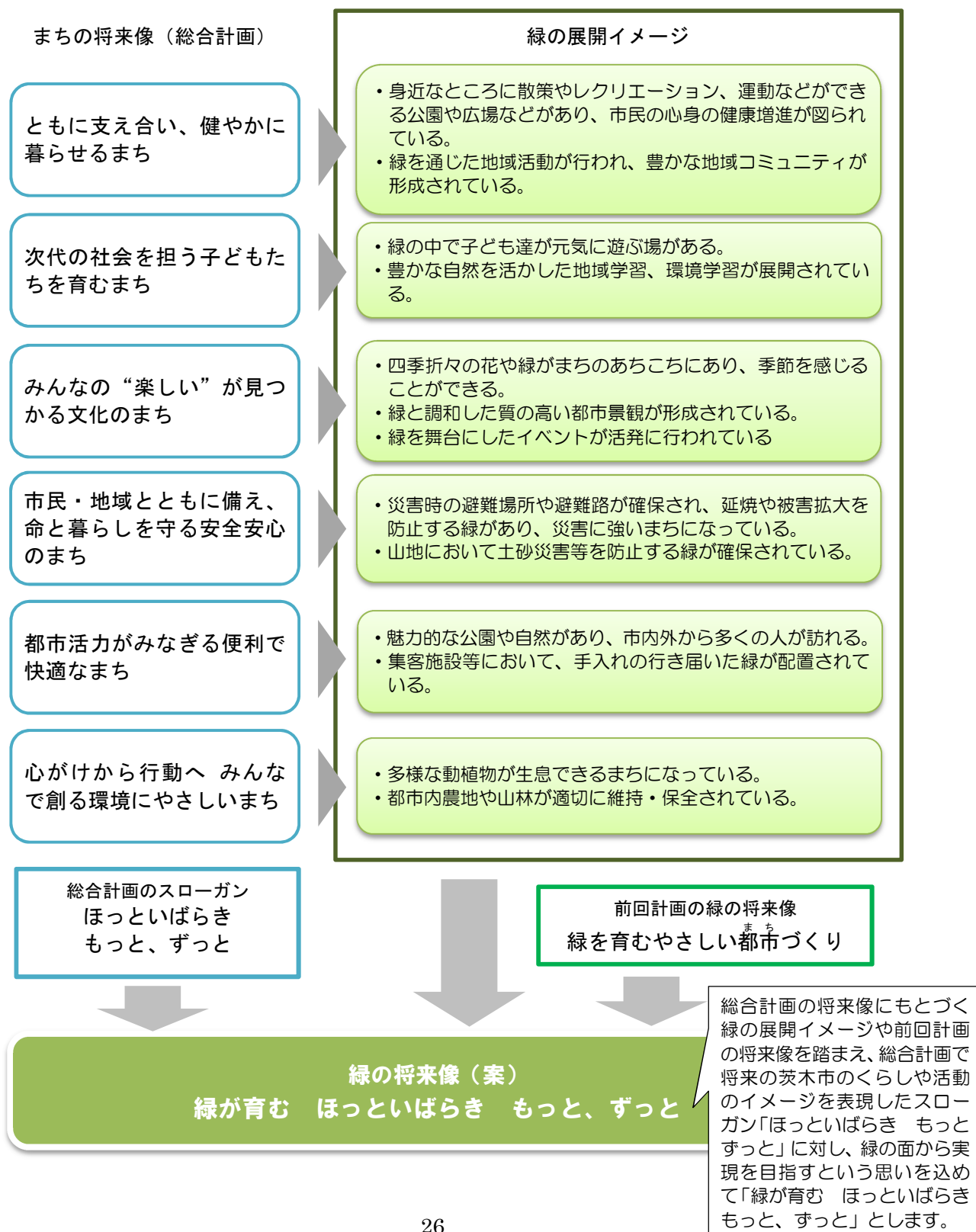
本市の価値や魅力をより一層高めていくため、新たな緑の創造だけでなく、地域の歴史や文化との関連も踏まえた今ある個性豊かな緑の質の向上を図ります。

これまで以上に市民主体や市民と行政との協働による取り組みを拡大します。

着実な施策の推進に向けて、計画目標を設定するなど計画の進行管理に配慮した計画します。

2. 緑の将来像

総合計画で設定された本市の目指すべき6つのまちの将来像の中で展開される緑のイメージや総合計画のスローガンをもとに、市民と行政が共有する緑の将来像を以下のとおり設定します。



3. 基本的な方針

これまでに整理した緑を取り巻く状況や上位計画、課題整理などを踏まえ、緑の将来像の実現に向けて緑のまちづくりを進めていくための基本的な方針を設定します。

<方針1>

人々の生活や様々な都市活動の中で緑を活かしましょう

充実した暮らしや営みを実感できるよう、人々の生活や様々な活動の場において緑を活かすとともに、緑にかかる情報を発信します。

<方針2>

市民の共有の財産として緑を守り育て、次世代に継承しましょう

まちの魅力を高める重要な要素として緑が持つ様々な役割や効果を見極めた上で、緑を守り育て、次世代へと引き継いでいきます。

<方針3>

市民の緑への関心を高めるとともに、多様な主体が緑のまちづくりに関わるようにしましょう

緑が生活を豊かにするという市民への意識啓発に取り組むとともに、緑のまちづくりに参加できる場や機会の充実を始め、様々な主体の育成やそれらの連携による緑にかかる取り組みを進めます。